

国外での武力紛争における「生命に対する権利」に関する イギリス裁判所の判決 その3 Catherine Smith 事件

大田 肇*

The Judgments of UK Courts on “The Right of Life” in Armed Conflict outside its Territory No.3 The Case of Catherine Smith

Hajime OTA

The main purpose of this study is to analyze the transition of the judgments of UK courts on its jurisdiction when they applied the European Convention of Human Rights to the servicemen or servicewomen of Armed Forces who were dead or injured on duty outside its territory.

Key Words: The Right to Life, European Convention of Human Rights, Jurisdiction, Armed Forces

1. はじめに

2003 年 3 月から始まったイラク戦争は予想外の早さで終わったが、その 5 月から始まったイラク占領は、これまた予想外の困難を伴うものとなり、多くのイラク市民とともにアメリカ・イギリス兵も殺害され、占領終結後も治安は不安定なままである。拙稿「国外での武力紛争における『生命に対する権利』に関するイギリス裁判所の判決 その1」¹⁾では、犠牲となったイラク市民からの訴えを取り上げ、同じく拙稿「国外での武力紛争における『生命に対する権利』に関するイギリス裁判所の判決 その2 Susan Smith 事件」²⁾では、死傷したイギリス兵からの訴えを検討した。これらの訴訟での主たる争点の1つが、ヨーロッパ人権条約の管轄権の問題であった。ヨーロッパ人権条約が“ヨーロッパ”域外において適用されるのは、いかなる場合なのか、と。特にイギリス兵の場合、海外においても軍法に服しながら作戦行動に従事している兵士が、なぜヨーロッパ人権条約の適用からは外されるのか、が問題となっていた。2013 年 6 月の *Susan Smith* 事件・最高裁判決³⁾は、全員一致でイギリス兵への適用を認めたが、これは 2011 年 7 月の *Al-Skeini and others* 事件・ヨーロッパ人権裁判所判決⁴⁾によって、基地外で死亡したイラク市民にヨーロッパ人権条約の適用が

認められたことが大きく影響している。それ以前の、例えば 2010 年 6 月の *Catherine Smith* 事件・最高裁判決⁵⁾においては、イギリス兵への適用は否定されている。本稿は、地理的制約なく厳しい法的統制下にある兵士が、なぜヨーロッパ人権条約・1998 年人権法の適用から外れるのか、を巡るイギリス司法の判断を、*Catherine Smith* 事件の高等法院判決⁶⁾、控訴院判決⁷⁾、そして最高裁判決に沿って、紹介および検討をしようとするものである。

2. 事実経過

スミス二等兵は 1992 年に国防義勇軍に入隊し、2003 年 6 月にイラクでの作戦に派兵された。彼は、6 月 18 日にバスラに到着したが、同月 26 日までは環境に慣れるためにクウェート内の砂漠のキャンプで過ごした。その後、イラクの基地に移動したが、そこはテラス、事務所、宿泊施設を有する、コンクリート製の古い陸上競技場であった。彼に与えられた部屋は、大きく風通しがよかったが、エアコンはなかった。8 月に日陰の気温は 50℃を超えていた。

2003 年 8 月 9 日、彼は暑さに耐えられないと病気を報告した。それから数日にわたり、彼は基地の外で様々な任務を果たした。8 月 13 日の午後 7 時頃、彼は、同僚 2 人がいた部屋のドアの外で、顔を下にして倒れているところを発見された。彼

原稿受付 平成 26 年 9 月 1 日

*一般科目

は呼吸が不足し不安定な状況であった。救急車が呼ばれ、医療施設の事故救急部に搬送されたが、心臓停止状態が続き午後8時10分に死亡が宣告された。

その後、死因調査のために調査局 (Board of Inquiry) が設けられた。調査局は、2004年5月24日に報告した。その調査は不十分と見なされ、再調査が行われ、8月23日に追加の報告書が作成された。公表は、追加の報告書だけであった。

その後、検屍審問にかけられ、2007年1月5日に検屍官 (Assistant Deputy Coroner for Oxfordshire) から審問報告書が出された。

3. 高等法院判決

スミス二等兵の母親 (Catherine Smith) は、3つの点に関し高等法院に訴えたが、本稿ではヨーロッパ人権条約第2条⁸⁾の適用に関する問題、つまり検屍官が、人権条約第2条に含意されている手続的義務は当該検屍には適用されないと判断したことは、間違っていたという母親の主張に関連し、その前提となるヨーロッパ人権条約の管轄権に関する議論を検討していく。

Collins 裁判官は、判決 (2008年4月11日) において以下のように述べた。

イギリス兵は常にイギリスの管轄権に服している。他国に派兵された兵士がその他国の管轄権に服すると考えることは、不自然である。

イギリス兵は、1998年人権法についてもイギリスの管轄権に服する。問題は、1998年人権法がイギリスの領域を越える効力を有し、その域外において適用されるか否かである。

Al-Skeini 事件・貴族院判決⁹⁾の中のRodger卿の、「1998年法の目的は、イギリスの公的機関によって人権を侵害された者に、国内法において救済方法を提供することである。他国の領域でのイギリス公的機関の行為に対するこのような救済措置は、その他国の主権に対する侵害とはならないであろう。したがって、1998年法第6条¹⁰⁾・第7条¹¹⁾をイギリスの領域に限定する必要性を示すものは、国際法のより広い文脈においても存在しない」¹²⁾という意見は、1998年法が原告に適用されることを確実なものとする。

ヨーロッパ人権条約第2条は、国家機関による生命の剥奪に関するものであるが、生命を守る積極的な義務も課している。

兵士を戦闘あるいは秩序維持のために派兵することが兵士を死の危険にさらすようになることは、

当然である。人権条約上の保障を、域外での適用および生命を守る義務において拡張していくことを考えれば、海外へ戦闘あるいは秩序維持のために派兵されたとき、兵士の生命に絶対的な保障を与えることはできないと理解することは、人権条約第2条2項C号の文言に反しはしない。

しかし、兵士は敵対的な地域における危険な作戦行動に従事するからという理由だけで、すべての保障を喪失するわけではない。例えば、兵士を、欠陥のある装備でパトロールあるいは戦闘に送り出すことは、人権条約第2条違反になりうる。

人権条約第2条の保障は、兵士がどこにようと彼ら (彼女ら) に及ぼすことが可能であるが、及ぶか否かは、当該事件の状況に依るであろう。

スミス二等兵の死亡に関し、彼の生命を守るための十分なシステムが用意されていなかった、つまり軍隊の怠慢があったのではという懸念が生じていたことは、共通の認識である。

人権条約第2条違反を立証するためには、公的機関が知っていた、あるいは知っておくべきであった生命に対する真に差し迫った危険を回避するために、公的機関に期待される合理的なすべてのことをそれがしなかったことを示せばよい。人権条約第2条の手続的義務 (必要な調査を実施し必要な事実を発見すること) は、実体的義務が侵害された、あるいは侵害されたかもしれないことが明らかで、かつ公的機関が何らかの形で関わっている、あるいは関わっているかもしれないことが明らかな場合に生じる。つまり、手続的義務は生じやすいものである。

4. 控訴院判決

控訴院判決 (2009年5月18日) は、Clarke 記録長官によって下された。以下、ここでもヨーロッパ人権条約の管轄権に関する議論を検討していく。

[序文]

この控訴は、2つの別個の問題を扱う。第1の「管轄権問題」：イラクに従軍しているイギリス兵士がヨーロッパ人権条約によって保障される程度の問題、第2の「第2条問題」：検屍審問は人権条約第2条に合致するか否か。

[高等法院・Collins 裁判官の判決について]

上記の2つの問題は抽象的なもの (academic) であるが審理され、Collins 裁判官は結論を下した。裁判官は、2つの問題どちらも原告に有利に決定したが、国防大臣に控訴の許可を出した。

控訴院は、2つの問題に関する全面的な主張を聞き、それらを決定することに決めた。

[管轄権問題]

この問題は、スミス二等兵のようなイギリス兵がイラクの軍事作戦に従軍した場合、彼（彼女）は人権条約第1条の意味するイギリスの管轄権に服するか否か（服すれば1998年人権法に保障される権利を得ることが出来る）、である。この問題が抽象的なものである理由は、スミス二等兵はイラクのイギリス軍基地内の医療施設で死亡し、国防省は、軍基地内で死亡した兵士は人権法第1条の意味するイギリスの管轄権内で死亡したことになると主張したからである。

人権条約第1条は1998年人権法の付則に入っていないが、1998年人権法の管轄権の範囲と人権条約のそれとが同じであることに異論はない。したがって、問題は、人権条約の管轄権の範囲とは？ということになるが、それは“その管轄内にあるすべての者(everyone within their jurisdiction)”¹³⁾の正しい解釈から導かれる。

被上訴人（母親）は、第1条の管轄権は地理的管轄権を含んでいるがそれには限定されず、人的管轄権も含んでおり、軍の人的管轄権内にある兵士が、イラクに派兵された場合がこれに該当すると主張する。これに対し、上訴人（国防省）は、第1条の管轄権は地理的管轄権であり、イギリスはイラクにおいて幾らかの地理的管轄権を有しているがそれは、軍事基地、病院など実効的支配(effective control)を及ぼしている場所に限定されると主張する。

この問題に関する重要な事件が、*Bankovic* 事件、*Al-Skeini* 事件である。

Bankovic 事件において、ヨーロッパ人権裁判所は¹⁴⁾、本質的な問題は、原告およびその死亡した家族が域外の行為によって（被告の国々の域外への空爆によって）、被告の国々の管轄権内に入るか否かであるとした。そして、人権裁判所は、管轄権は本質的に領域にもとづくものであると考えたが、例外が存在することを認め、管轄権の行使にあてはまる域外の行為を考察し、それらの行為が効果(effect)を生じさせる場合にのみ認められるとした。最終的に、人権裁判所は、空爆の被害者と被告の国々との間の管轄権上の連結(link)を認めず、原告たちが管轄権に含まれることを否定した。

しかし、*Bankovic* 事件の事実は、本件のスミス二等兵に関する事実とは大きく異なっている。

Al-Skeini 事件・貴族院判決の多数意見は、一定の環境においては、1998年人権法が軍隊のよう

な公的機関の海外での行為にも、イギリス国内と同様に及ぶことを認めた。1998年人権法第7条に規定する被害者の地位を確保するためには、原告は、死亡者が人権条約の管轄権内にあったことを示さなければならない、とした。したがって、当該事件が生じた環境が、イラクに派兵されたイギリス兵は、その基地や病院にいるときだけでなく、その外にいたときでもイギリスの管轄権内にいると裁判所が決定することができるようなものなのか、ということが問題となる。Rodger 卿は被害者の立場および彼と当該締約国との関係の重要性に焦点をあてた。問題は、その被害者が管轄権に含まれるか否かである。この問題に関し、Rodger 卿は次のように述べている：1998年人権法第6条の域外での効果のための核心的問題は、公的機関は、それが海外で活動する場合、議会の立法目的範囲(legislative grasp)に入るか否か、である。対照的に、人権条約がイギリスの域外で適用されるか否かを決定するための核心的問題は、死亡者がそのときにイギリスと連結(link)していたか否か、である。その連結(link)が存在し、死亡者が当時イギリスの管轄権内にあった場合にのみ、イギリスは人権条約第2条の人権を保障する国際法上の義務を負い、その遺族は1998年人権法のもとづく権利を行使できる、と。*Al-Skeini* 事件においては、イギリス軍基地内で虐殺された Daoud Mousa のみが、必要な連結(link)を有していたということであろう。

本件が訴えられた時点では、それまでのヨーロッパ人権裁判所の判決の中で、締約国の兵士が海外での作戦行動に従事していた事例はなかった。

我々は、Rodger 卿の問い、つまり死亡したスミス二等兵とイギリスとの間に十分な連結(link)が存在していたか否かに答えるとすれば、明らかに存在していたと答える。Collins 裁判官が指摘したように、兵士は基地や軍の病院にいる限りでは保護され、その外に出た瞬間、保護されなくなると主張することには、一定の不自然さが伴う。人権条約第1条の管轄権の目的に関し、基地内の兵士と基地外の兵士との間に区別を設けるという原則には、説得力ある理由付けが必要であろう。我々は、そのような説得力ある理由付けは国防省によって示されなかったと判断する。

我々は、*Bankovic* 事件・ヨーロッパ人権裁判所判決にも *Al-Skeini* 事件・貴族院判決にも、イギリス兵とイギリスとの間に十分な連結(link)は存在していないとの結論を導く理由は示されていないと考える。どちらの判決も、本件で仮定されている事実を審理していないからである。

Bankovic 事件・ヨーロッパ人権裁判所判決にお

いて認定された特定の例外は、Rodger 卿が言及した連結(link)の諸事例である。そこで我々は、イラクに派兵された兵士が、もし基地や病院の中にいなかったとき、これらの例外に含まれるのか否かを、検討する。我々の結論は、含まれるである。なぜなら、既に述べたように、スミス二等兵はイギリス軍の一員として派兵されており、彼とイギリスとの間には明確な連結(link)が存在していたからである。

こうした考え方は、国外での外交官や領事官の活動にも適用できる。彼らはイギリスと十分な連結(link)を有し、彼らはイギリスの管轄権に含まれ、したがって人権条約が保障される、と。この保障は、彼らが大使館や領事館にしようといまいと、認められる。十分な連結(link)につき、外交官と軍人とを区別する理由はない。

以上から、仮定の事実にもとづき、スミス二等兵の立場にある兵士は、人権条約第 34 条¹⁵⁾の潜在的被害者であると結論を下す。

5. 最高裁判決

最高裁判決(2010年6月30日)には9人の裁判官が各自の判断を示している。ヨーロッパ人権条約締結国ではない国(例えばイラク)に従軍したイギリス兵が、イギリス軍基地の外で死亡した場合、その兵士は人権条約第1条の意味するイギリスの管轄権に服するか否か、の問いについて、6人の裁判官が否定し、3人の裁判官が肯定した。本稿では、否定意見の中から、他の裁判官から賛同され代表的意見と思われる Brown 卿の意見と Collins 卿の意見を取り上げる。

Brown 卿の意見¹⁶⁾

ある者は言う、イギリス兵は勇敢な男たちと女たちであり、国内で勤務するうちはヨーロッパ人権条約の権利と自由を保障される、それがなぜ、海外において危険に向き合うよう召集されれば、それらを享受できなくなるのか? イギリス軍軍法に服し、イギリスの権力の下に留まり続けるのに、と。

別の者は言う、海外で戦闘行動に従事する兵士に、それらの権利と自由を付与することは、全く無意味であり、戦場での決断を抑制し、その戦闘能力を阻害するだけである、と。

この問題を容易に解決する主張を見出すことはできない。しかし、例外的な場合を除き、人権条約上の権利は、海外に派兵された兵士には付与されないと考える。

出発点を *Al-Skeini* 事件・貴族院判決におく。その判決の中で、私は、ヨーロッパ人権裁判所の人権条約第1条の範囲に関する判例を分析した。現在、この事件はヨーロッパ人権裁判所・大法廷において審議中である。もしその訴えが認められれば、この種の事件における人権条約第1条の範囲に関する我々の理解は、明らかに転換することになるだろう。しかしながら、それまでは、*Al-Skeini* 事件・貴族院判決が正しいものと想定されなければならない、さらには *Bankovic* 事件・ヨーロッパ人権裁判所大法廷判決がヨーロッパ人権裁判所の指導的判決と見なされなければならない。人権条約第1条の範囲に関連する最近(2009年、2010年)のヨーロッパ人権裁判所判決も、*Al-Skeini* 判決・*Bankovic* 判決に疑問を投げかけるものではない。そして本件での被上訴人(母親)の主張を支えるものは、*Al-Skeini* 判決・*Bankovic* 判決には見当たらないし、被上訴人によって主張された例外的な管轄権のための特別な正当事由は、これまで裁判所によって認められていない。

私が被上訴人の主張を却下する理由は、2つある。第1に、もし海外に派兵された兵士が管轄権に含まれることを認めれば、その地域の住民には認められていないので(*Al-Skeini* 事件・貴族院判決にもとづけば)、軍事行動の計画・執行の責任者は、生命に対する権利を保障する義務を、その兵士には負うが、その行動によって危険にさらされる住民には負わないということになる。これは、好ましくない状況であり、昨今の国内武力衝突に関するヨーロッパ人権裁判所判決と整合しない。トルコ、ロシアでの国内武力衝突事件において、ヨーロッパ人権裁判所判決は、軍事行動の計画・執行を細かく検討し、重装備兵器の使用を最小限にするようすべての努力がなされたのか否かを問うている。これらの事件でのヨーロッパ人権裁判所の関心は、住民の安全であるが、条約締結国領域内の住民のみが対象である。しかし、被上訴人の主張を認めれば、海外で活動中の兵士も含まれることになる。条約締結国域外であっても、締結国の軍隊が過度の危険にさらされていたか否かを決定するために、ヨーロッパ人権裁判所はその国の軍事行動の計画・管理を精査するべきであると、主張しているのだろうか? その際、ヨーロッパ人権裁判所は、陸上部隊の危険を最小限にするため、他の戦略あるいは戦術(空爆や遠距離砲撃など)がとられるべきであったと判断することになるのだろうか? それが地域住民の犠牲を拡大するものであっても。もし被上訴人の主張を認めれば、このジレンマを回避することは難しくなる。

第2の理由は、被上訴人の主張は、これまでの

ヨーロッパ人権裁判所判決を超えるものになるからである。特に人権条約第 1 条は、人権条約全体の人権保障制度が及ぶ範囲の確定に重要なものであり、“生ける文書”とみなされる他の条文とは異なる。

Collins 卿の意見¹⁷⁾

控訴院判決が認めたように、本件に関する人権条約第 1 条の管轄権の問題は、抽象的である。控訴院は、イラクでの軍事作戦に従軍しているイギリス兵は、その間、1998 年人権法の権利保障につながる、人権条約第 1 条の意味するイギリスの管轄権内にあるのか、またはイギリス軍基地等にいるときにのみその管轄権内にあるのか、の問題について、訴訟当事者双方の主張を聞き、判決を下すことに決めた。控訴院がこのような進め方をした理由は、高等法院がこの問題に判断を下し、当事者双方がこの問題を非常に重要なものと主張したからである。この問題が、判決とは無縁の、つまり抽象的な問題として既に下級審において決定され、この法廷においても決定されるだろうことは、残念なことである。正確な事実から離れ、架空の事実にもとづいて、勧告的意見にしかすぎないものを提示することには、明らかに危険が伴うからである。本件に関しては、特にそうである。

ヨーロッパ人権裁判所は、人権条約第 1 条に関するいくつかの判決において、海外の領域において国が行使した権限と支配の程度を検討してきた。本件に関し、イギリスがイラクにおいて行使した権限と支配の程度は、今も継続しているその長い期間の中で、変化してきた。スミス二等兵が死亡した 2003 年 8 月の時点では、イギリス軍はイラクの一部の軍事占領国であり、約 8000 名のイギリス軍に対し、占領地域には 270 万人を超えるイラク人が暮らしていた。イギリス軍はバスラおよびその近郊を、実効的支配(effective control)することはできていなかったし、当該地域の主権者またはその政府の同意、要請あるいは黙認なしで、活動していた。

被上訴人の主張は、スミス二等兵がイギリスの支配下にあった地域にいたという根拠ではなく、彼が軍の一員としてイギリスの管轄権に服していたという根拠にもとづいていた。しかし、イギリスの権限と支配の有無、あるいは当該地域の主権者の同意の有無という問題を避けることはできない。唯一の争点で、軍隊に対する管轄権が人権条約第 1 条の目的に十分かなうか否かであるというのは、残念である。

人権保障の域外適用について、アメリカ合衆国

の司法の対応を概観すれば、国外にいるアメリカ市民にもその人権が合衆国政府により侵害されれば、憲法上の保障が拡大される傾向にある。しかし国籍が重要であり、アメリカ国籍保持者以外の者には適用されない。さらに、軍事作戦に関する行為については、ほぼ政治部門に任されており、司法の調査や干渉からは免除されている。

本件では、“その管轄内の (within their jurisdiction)” という表現の意味と適用が問題となっている。この“管轄”という表現は、国際法では多くの意味で使われている。国際法上の“管轄”という表現のすべての使用が、人権条約第 1 条のそれと同一のものではない。例えば、国が海外の国民に法の支配を適用するという場合でも、その国民に管轄権を行使することになるが、このことは、すべてのイギリス人がどこにようと人権条約第 1 条の意味するイギリスの管轄権内にあることを意味したりはしない。

海外で勤務するイギリス軍は軍事法と規律に服し、国王に忠誠を誓い、海外に駐留するときは当該地域の主権者の同意を得て、その主権者との協定によって、受入国の民事・刑事裁判権から免除されている。この意味では、海外の軍隊がイギリスの管轄に服していることに疑問はないと言える。また、兵士が、人権条約上の権利とは別に、彼らに対する国王の義務を履行させる権利を持っていることも疑いない(1987 年国王訴訟手続(軍隊法))。

国際法上、管轄権は、立法管轄権(人や物を規律するための国内法令を制定する権限)、執行管轄権(それらの法令を実施する権限)、司法管轄権(具体的事案について法を適用する権限)の 3 種類に分けられる。執行管轄権に関しては、当該地域の主権者の同意なしでは、国は他国で公的活動をおこなうことも、正式な捜査活動をおこなうこともできないことになっている。

以上の事柄を考慮しながら、本件における問題を整理すれば、国が海外の軍隊に対して間違いなく有する“管轄権”が、その兵士が人権条約第 1 条の“その管轄内に”あることを意味するか否か、である。その問題解決の出発点は、ヨーロッパ人権条約は基本的にヨーロッパという領域に関わる条約であること、したがって域外への適用は例外であることである。ヨーロッパ人権裁判所はごく少数の例外を認めてきたが、それらの共通原則を抜き出すことは容易ではない。したがって、主要な問題は 3 つ、(1) 軍隊は、国際法上当該国家の管轄権に服するという事だけを根拠に、人権条約第 1 条の範囲内に入ることができるのか否か、(2) 軍隊は、国がそれらに“権限と支配”を行

使うことによって、人権条約第1条の範囲内に入ることができるのか否か、(3) 軍隊は、それらと国との間に“管轄権上の連結(link)”があれば、人権条約第1条の範囲内に入ることができるのか否か、である。これらの問いに答えるためには、*Bankovic* 事件・ヨーロッパ人権裁判所大法廷判決、およびそれ以前の判決・決定、さらにはその後の判決を検討しなければならない。

まず、それ以前の判決・決定においては、例外事由として、海外で他の人に影響を及ぼす公務員(official)の行為または海外において他の人に権限を行使する公務員が取り上げられ、それ以外に、海外のある地域の実効的支配も使われていた。

Bankovic 事件・ヨーロッパ人権裁判所大法廷における争点は、被上訴人である国の行為が人権条約締約国の域外で実行されたあるいは効果を生んだという事実が、上訴人が当該国の管轄権に入ることの意味するか否か、であった。大法廷判決は、人権条約第1条の中の“管轄”という表現によって何が理解されるのか、どこにも説明していない。域外の管轄権として“属人、国旗、外交上および領事関係、効果、保護、受動的属人、普遍主義”が含まれるとしたが、これは“属人、国旗、外交上および領事関係”グループと“効果、保護、受動的属人、普遍主義”グループとの混成であり、前者は船舶、飛行機、大使館および領事館の域外管轄権のフィクションであり、後者は刑事管轄権の領域的性質に対して一般的に認められてきた例外を表している。しかしながら、*Bankovic* 事件も本件も、これら2種類の域外の管轄権とは無関係であると言わなければならない。ここでの問題は、全く異なった意味の管轄権、つまり人権条約第1条の“その管轄内”にあるか否か、である。

Bankovic 事件・大法廷判決は、これまでの判決・決定から3つの例外を挙げた。(A) 国の機関による、その域外において効果を生み、または行使された行為、(B) 被上訴人である国が、軍事占領の結果、海外の関連の地域およびその住民への実効的支配を通じて、あるいはその地域の政府の同意、要請あるいは黙認を通じて、通常はその政府によって行使されるはずの公的権力の全部または一部を行使する場合、(C) 海外の外交機関、領事機関の活動およびその国に登録された航空機、船舶内での活動、である。大法廷判決はこれらの例外原則を従前の諸事件の事実にあてはめていき、実効的支配の例外事由に関しては、それはヨーロッパという法的空間(legal space)の中でのみ有効な例外であり、国の機関による、その域外において効果を生じさせた行為の例外事由に関しては、明確な見解を示さず、被害者の市民と被上訴人である国

との間の“管轄権上の連結(link)”はないと判断した。

Bankovic 事件判決以後のヨーロッパ人権裁判所判決においては、国の機関による“権限と支配”が例外事由として取り上げられた(この例外事由は、本件での、軍隊は国の“権限と支配”に服しているからその管轄権内にあるとの主張を支える可能性を有するものである)。この事由は、2003年の *Ocalan v Turkey* 事件¹⁸⁾ と2004年の *Issa v Turkey* 事件¹⁹⁾ において示されたが、前者は、国の機関が海外に行き、相手国の同意の下で、国内での裁判のため国民を強制的に移送したもので、当該国の管轄権が認められるのは常識に沿うものである。したがって、この判決は、国の機関の“権限と支配”による管轄権につき、一般的な基礎付けをしたものとは言えない。後者の判決は、国が軍事行動の結果、その域外の地域を実効的支配した場合、その国の責任が生じうるとしたが、そこから、例外事由として、その地域の実効的支配、あるいは地域住民に対する国の機関の行動を読み取ることが可能であった。判決は、トルコはその地域を実効的支配していなかったため、上訴人は管轄権内ではなかったと判断した。ここでの“権限と支配”の考えは、これまで判例の中に確固たる根拠を見出すことができないのみならず、この *Issa* 事件判決自体が人権条約の領域性と矛盾したもので、採用できない。直近の2009年の *Al-Saadoon and Mufdhi v United Kingdom(admissibility)*²⁰⁾ 事件判決と2010年の *Medvedyev v France*²¹⁾ 事件判決にも、上記の見解を変更する要素は見いだせない。“管轄権上の連結(link)”については、*Bankovic* 事件判決はないと判定したが、その表現に関する説明はなかった。唯一、2006年の *Markovic v Italy* 事件判決²²⁾ がこの用語を使用しているが、この2つの判決はともに、“管轄権上の連結(link)”にもとづく独立した例外事由が存在することを主張していない。*Al-Skeini* 事件・貴族院判決においてRodger卿が述べたことは、関連した連結(link)の存在であり、単なる連結や何らかの連結ではないと解される。

以上から、例外事由として認められてきたのは、(D) ヨーロッパという法的空間(legal space)内において、締約国が国外で実効的支配をおこなう場合、(E) その国の領域の延長としての海外の建物(大使館など)と共通する軍隊基地などの場合、(F) 常識に照らして国家司法権の海外への延長と見なされる場合(*Ocalan v Turkey* 事件など)の3つだけである。本件は、ヨーロッパ人権裁判所が認めた上記の例外事由のどれにも該当せず、国が海外の軍隊に対して間違いなく有する“管轄権”

がその兵士が人権条約第1条の“その管轄内に”あることを意味するという主張を支える論拠は、その判例の中にも、原理の中にも見いだせない。海外のイギリス軍は、イギリスの“権限と支配”に服していること、あるいはイギリスとその軍隊との間の“管轄権上の連結(link)”の存在だけで、人権条約第1条の管轄権は成立しないのである。

6. ま と め

以上のように、イギリス最高裁判所裁判官は1998年人権法を適用するその前提として、ヨーロッパ人権条約の適用可能性を審理し、その際の判断において最も重視したのが、ヨーロッパ人権裁判所の判決、特に大法廷判決であり、その代表が*Bankovic*事件判決であった。そうした議論の進め方は、控訴院のClarke記録長官のそれ、つまりヨーロッパ域外での軍事行動に関連して締約国の兵士が訴えた事例がヨーロッパ人権裁判所においてはそれまで皆無であった事実を踏まえ、イギリス兵と国防省との法的関係からその連結(link)の可能性を認め、基地内と基地外とで1998年人権法の適用に大きく差が出るものの問題性を意識し、それらを克服する「説得力ある理由付け」を国防省に求めた手法とは、大きく異なっていた。

Brown卿も触れていたように、*Al-Skeini and others*事件に関するヨーロッパ人権裁判所判決が2011年7月に下され、そこでは、*Bankovic*事件判決から大きく転換し、代わってCollins卿によって判例としての価値を否定されたIssa事件が重視され、国の機関による“権限と支配”が例外事由として認められた。この変更を受けて、2013年6月の*Susan Smith*事件最高裁判決においては、イラクに派兵されたイギリス兵が人権条約第1条の管轄権内に入ることが全員一致で認められた。裁判での争点は、管轄権から、生命に対する権利の保障のあり方に移ったのである。

こうしたイギリス司法の動きをどう評価すればよいのか？ 政治的文脈では、イギリスでは制限されている受刑者の投票権についてヨーロッパ人権裁判所が人権条約違反と判定し、それに対しイギリス政府が激しく反発するなど、テロ容疑者拘束の違法性を巡る問題等も含め、ヨーロッパ人権裁判所とイギリス政府との軋轢は深まっている。保守党からはヨーロッパ人権条約の廃棄が主張され、その先にはEUからの脱退も視野に入っている。そうした意味では、本件における最高裁多数意見は、ヨーロッパ人権裁判所に「振り回さ

れる」イギリスの裁判所の姿を象徴的に示すものかもしれない。しかし、原理よりも現実的対応の積み重ねを重視するのが、約400年以上の歴史を有するイギリス法曹界の伝統である。イギリス社会において圧倒的な存在感を示すその法曹界が、遠回りをしながらも本格的に“軍事事件”に踏み込んでいくそのインパクトは、強烈であろう。「法と軍事」という未開拓な領域にどのような変化が生じるのか、今後も検討が必要である。

参 考 文 献

- 1) 拙稿 津山工業高等専門学校紀要 第54号(2012年) pp15-30.
- 2) 拙稿 津山工業高等専門学校紀要 第55号(2013年) pp15-23.
- 3) *Smith & Others vs The Ministry of Defence* [2013]UKSC 41.
- 4) *Al-Skeini and others v The United Kingdom* [GC] Application no.55721/07.
- 5) *R(Smith) v Oxfordshire Assistant Deputy Coroner (Equality and Human Rights Commission intervening)* [2010] UKSC 29.
- 6) *R(Smith) v Oxfordshire Assistant Deputy Coroner (Equality and Human Rights Commission intervening)* [2008] EWHC 694(Admin).
- 7) *R(Smith) v Oxfordshire Assistant Deputy Coroner (Equality and Human Rights Commission intervening)* [2009] EWCA Civ 441.
- 8) ヨーロッパ人権条約 第2条(生命についての権利)
 - 1:すべての者の生命についての権利は、法律によって保護される。何人も、故意にその生命を奪われない。ただし、法律で死刑を定める犯罪について有罪の判決の後に裁判所の刑の言い渡しを執行する場合は、この限りでない。
 - 2: 生命の剥奪は、それが次の目的のために絶対に必要な、力の行使の結果であるときは、本条に反して行われたものとみなさない。
 - (a) 不法な暴力から人を守るため
 - (b) 合法的な逮捕を行い又は合法的に抑留した者の逃亡を防ぐため
 - (c) 暴動又は反乱を鎮圧するために合法的にとった行為のため
- (松井芳郎編「ベーシック条約集 2009」、東信堂、2009年、p238).
- 9) *Al-Skeini and others v Secretary of State for Defence* [2007]UKHL 26.
- 10) 1998年人権法 第6条 公的機関の行為(Acts of public authorities) .
- 11) 1998年人権法 第7条 司法救済(Proceedings) .
- 12) Paragraph 54 of *Al-Skeini and others v Secretary of*

State for Defence [2007] UKHL 26.

- 13) ヨーロッパ人権条約 第1条 (人権を尊重する義務)

締約国は、その管轄内にあるすべての者に対し、この条約の第一節に定義する権利及び自由を保障する。

(松井芳郎編「ベーシック条約集 2009」、東信堂、2009年、p238)。

- 14) *Bankovic v Belgium* (2001) [GC] Application no. 52207/99.

- 15) ヨーロッパ人権条約 第34条 (個人の申立)

裁判所は、締約国の一による条約又は議定書に定める権利の侵害の被害者であると主張する自然人、非政府団体又は集団からの申立を受理することができる。締約国は、この権利の効果的な行使を決して妨げないことを約束する。

(松井芳郎編「ベーシック条約集 2009」、東信堂、2009年、p238)。

- 16) 前掲5) para139 - para148.

- 17) 前掲5) para220 - para309.

- 18) *Ocalan v Turkey* (2003) 37 EHRR 238; (2005) 41 EHRR 985.

- 19) *Issa v Turkey* (2004) 41 EHRR 567.

- 20) *Al-Saadoon and Mufdhi v United Kingdom (admissibility)* (2009) 49 EHRR SE 95.

- 21) *Medvedyev and others v France* [GC] Application no. 3394/03.

- 22) *Markovic v Italy* (2006) 44 EHRR 1045 [GC].